

八女市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

(令和8年3月26日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）に基づく先進的かつ持続可能な事業に取り組む民間事業者に対し、予算の範囲内で八女市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、八女市補助金交付規則（昭和46年八女市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による事業化段階で必要となる初期投資費用について八女市が補助を行うことにより、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、総務省要綱に基づく地域経済循環創造事業交付金の交付の対象となる事業を実施する民間事業者等（以下「補助対象者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 八女市内に事業所等を有する者又は設けようとする者であって、今後も市内で事業を継続する意思を有するもの
- (2) 市税、国民健康保険税及び税外徴収金を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員ではなく、又はそれらと密接な関係を有していない者
- (4) 補助対象経費に対して、国、地方公共団体又はその他機関が交付する補助金、交付金、助成金等を本補助金と重複して交付を受けていない、かつ、受ける見込みがない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、総務省要綱第10条の規定により、市長が交付決定を受けた事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、総務

省要綱第5条第1項に規定する経費とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費から金融機関等の融資額及び補助対象者の自己資金等の合算額を除いた額とし、1事業当たり1,250万円を超えないものとする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額は、当該金融機関等の融資額を超えてはならない。

(事業選定申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ八女市地域経済循環創造事業選定申請書に次に掲げる資料を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 総務省要綱に定める地域経済循環創造事業実施計画書
- (2) 収支計画の具体的な積算根拠が分かる資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

(事業選定の審査)

第8条 市長は前条の規定による事業選定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、総務省要綱に基づき市が国へ申請する補助対象事業を選定したときは、八女市地域経済循環創造事業選定結果通知書により、補助対象者に通知するものとする。

(審査体制)

第9条 前条に規定する事業選定の審査をするため、八女市地域経済循環創造事業審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 産業経済部長
- (2) 商工・企業誘致課長
- (3) 事業内容に係る事業を所管する課長等
- (4) 市内金融機関代表
- (5) 市商工会議所代表
- (6) 市商工会代表

3 委員長は産業経済部長を、副委員長は商工・企業誘致課長をもって充てる。

- 4 事業選定に係る審査基準は、市長が別に定める。
- 5 審査会の庶務は、産業経済部商工・企業誘致課において処理する。

(補助金の交付申請)

第10条 第8条の規定により市が国へ申請する補助対象事業に選定され、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、八女市地域経済循環創造事業補助金交付申請書に次に掲げる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 国が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書
- (2) 収支計画の具体的な積算根拠が分かる資料
- (3) 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料
- (4) 金融機関等からの融資が見込まれることを証明する資料(融資見込証明書等)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該内容を審査し、適当と認めるときは、国に総務省要綱に基づく交付申請を速やかに行うものとする。

2 市長は、国から総務省要綱に基づく交付決定又は不交付決定を受けたときは、八女市地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書又は八女市地域経済循環創造事業補助金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第12条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、八女市地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの額を変更しようとする場合。ただし、補助対象経費の10パーセント以内の流用を除く。
- (2) 融資額を減額しようとする場合
- (3) 補助対象事業の内容を変更しようとする場合。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助対象事業の目的に変更が生じるものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助対象事業の目的の達成に資すると認められるとき。

イ 補助対象事業の目的及び能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。

(4) 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとする場合

(5) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合

(6) 交付金事業の事業期間が2年の場合で、単年度交付額を減額する場合

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、八女市地域経済循環創造事業補助金変更承認・不承認通知書により通知するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、必要があると認めるときは、補助金を概算払により支払うことができるものとする。

2 補助事業者は、前項の概算払を受けようとするときは、八女市地域経済循環創造事業補助金概算払請求書に、事業の進捗状況が確認できる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、市長から求めがあったとき、概算払請求をするとき又は補助対象事業が複数年度にわたる場合の各年度の末日においては、補助対象事業の遂行状況について、八女市地域経済循環創造事業遂行状況報告書（以下「遂行状況報告書」という。）を提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助対象事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内又は当該事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、八女市地域経済循環創造事業補助金実績報告書に次に掲げる資料を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業が複数年度にわたる場合は、各年度の末日までに当該年度の事業に係る八女市地域経済循環創造事業補助金実績報告書又は遂行状況報告書を提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 契約書、請求書、領収書、納品書等の写し

(3) 事業の成果がわかるもの（写真・設計図・施設等設置位置図・雇用状況等）

(4) 金融機関からの融資を証明する資料（融資契約書等）の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、八女市地域経済循環創造事業補助金確定通知書により、補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定において確定をしようとする補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、八女市地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書により、その超える部分の額に相当する補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還の期限は、その返還の命令があった日から20日以内とする。この場合において、当該返還の期限内に納付がない場合は、未納にかかる金額に対し、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第17条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、八女市地域経済循環創造事業補助金交付請求書により補助金の請求をすることができる。ただし、概算払請求をした補助事業者は、その差額を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者から事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第11条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 関係法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の事業に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 第11条の交付決定後に生じた事情等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する補助金が既に交付されているときは、八女市地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書により当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合(第1項第4号に規定する場合を除く。)に

は、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの日数に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の返還及び前項の納付の期限については、第16条第4項の規定を準用する。

5 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、第3項の加算金又は第16条第4項の延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

6 本条の規定は、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）第8条に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ八女市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書を受理したときは、これを審査し、承認の適否を決定した場合は、八女市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認審査結果通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該補助事業者に収益が生じたときは、八女市地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書により当該収入の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

(補助事業者の責務)

第20条 補助事業者は、補助対象事業に係る帳簿及び関係資料を、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(様式)

第21条 この要綱の規定による申請等に関し作成する申請書等の様式については、

市長が別に定める。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。